

## 修学金の申請

### (1) 所得の基準

◆ 「経済的理由により修学が困難と認められること」(3ページ「1 申請の資格(3)」)とは...

- ①生活保護受給世帯、又は
- ②保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が次の基準額未満であること

【都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額表】

	19歳未満の扶養親族の人数		基準額 都道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額の 合計額(保護者等合算)
	うち16歳未満	うち16歳以上19歳未満	
1人	0	1	265,500円未満
	1	0	
2人	0	2	286,500円未満
	1	1	
3人	2	0	265,500円未満
	0	3	277,500円未満
	1	2	298,500円未満
	2	1	319,500円未満
4人	3	0	268,500円未満
	0	4	289,500円未満
	1	3	310,500円未満
	2	2	331,500円未満
	3	1	352,500円未満
5人	4	0	280,500円未満
	0	5	301,500円未満
	1	4	322,500円未満
	2	3	343,500円未満
	3	2	364,500円未満
	4	1	385,500円未満
	5	0	

※ 扶養親族とは、地方税法第23条第1項第8号及び第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。

#### <保護者2人(父・母)の場合>

父の「都道府県民税所得割額」+「市町村民税所得割額」……①

母の「都道府県民税所得割額」+「市町村民税所得割額」……②

保護者合算の額(①+②)が上の基準額表の19歳未満の扶養親族の人数の該当のところの基準額未満である場合、申請ができます。

#### 19歳未満の扶養親族の人数について

- 令和2年4月～5月に申請する場合(令和元年度の都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額)
  - 16歳未満……………平成15年1月2日以降生まれ
  - 16歳以上19歳未満…平成12年1月2日～平成15年1月1日生まれ
- 令和2年6月以降に申請する場合(令和2年度の都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額)
  - 16歳未満……………平成16年1月2日以降生まれ
  - 16歳以上19歳未満…平成13年1月2日～平成16年1月1日生まれ